

国際業務分野特化

サービス紹介資料



外国人雇用を通じて
企業経営を支援する



武蔵小杉あおば法律事務所
Musashikosugi Aoba Law Office



外国人雇用を通じて 企業経営を支援する

日本の人手不足の深刻化を受けて、外国人雇用を検討される企業が増えてきております。しかし、外国人雇用分野においては入管法や労働法等の関係法令が複雑に関連していることもあり、法令違反を起こしてしまうリスクも潜んでいます。顧問弁護士として企業支援を行うなかで、人手不足問題の解決に向けた支援をしたいという思いから、外国人雇用企業様に向けた法的支援を提供しております。

【略歴】

2008年 東京出入国在留管理局入庁 2021年 予備試験合格
2021年 司法試験合格 2023年 武蔵小杉あおば法律事務所入所



国際業務担当弁護士
押尾大史

当事務所の特徴

当事務所では、企業法務分野をはじめとして外国人雇用に関連した各種業務へのサポートを実施しております。企業経営において最重要となる人材の確保・定着を見据えた総合的なアドバイスが可能です。



入管での勤務経験 と実務ノウハウ

国際業務担当弁護士の押尾は、東京出入国在留管理局での10年以上の勤務経験があり、多くの企業の不法就労案件にも携わっています。この経験をもとに、企業にとって最適な改善提案を行い、改善実行をサポートいたします。

関係法令を熟知した 専門家が対応

外国人雇用においては、一般的な法令に加えて、入管法や技能実習法等の専門的な知識が求められる分野で、規制も厳しくなっています。当事務所では、関係法令を熟知している弁護士が対応いたしますので、適法な外国人雇用体制の構築が可能です。

スムーズな コミュニケーション

当事務所では、顧問先様との連絡ツールを幅広くご用意しております。メール、電話等の対応のみではなく、チャットを活用したスムーズなコミュニケーションが可能です。日常の対応で困ったことやちょっと相談したいことも、お気軽にご相談いただけます。

外国人雇用の現状

2024年10月末時点において、日本における外国人労働者数は230万2587人、外国人を雇用する事業所数は34万2097所（前年比7.3%増）で、いずれも過去最高を更新しています。人材不足に悩む企業にとって、外国人材の活用は必要不可欠となりつつあります。

外国人雇用におけるよくあるトラブル

多くの企業で活用が進む外国人材ですが、日本人の雇用と異なることも多くあります。以下は外国人雇用企業様からよくご相談のあるトラブルです。



在留資格に関する トラブル

外国人が日本で働くためには、就労が可能な在留資格を所有している必要がありますが、在留資格によって従事できる業務が異なります。もし在留資格で認められていない業務をさせていた場合、不法就労となってしまう、企業・外国人従業員の両方に大きな影響があります。

労働契約に関する トラブル

労働契約の内容を完全に理解しないままに働き始めてしまった結果、採用後に労働契約に関するトラブルが発生してしまう場合があります。外国人従業員にもわかりやすい契約書面の作成や、日本特有の給与体系（社会保険等が給与から差し引かれていることなど）の十分な説明が必要です。

不法就労関連 トラブル

外国人雇用に関連する法律は非常に複雑になっており、違法であるという認識がなくても実は違法だった！という場合も少なくありません。一度不法就労に該当してしまうと今後の外国人材の活用が難しくなってしまうため、細心の注意を払い、専門家への相談体制を整えるなどの工夫も必要です。

専門家との連携

このようなトラブルが発生するリスクがあるにもかかわらず、「誰に相談していいのかわからない」というのが外国人雇用・労務問題の特徴です。外国人雇用に関する問題は、すべての弁護士が取り扱っている分野ではありません。そのため、きちんと知識を持った弁護士を見つけたうえで、連携する体制を整えておくことが、中長期的な外国人材活用に繋がります。

外国人雇用 受け入れ体制チェックリスト

現状の雇用状況について
該当するものに
チェックを入れてください

在留資格

- 現在雇用している外国人の在留資格が多岐にわたる
例：社内に「技術・人文知識・国際業務」と「技能実習」が混在する
- 在留資格の取得手続きは外国人個人に任せている
例：外国人個人が自分で行政書士に依頼している

雇用形態

- 派遣会社を通じて、派遣形態にて外国人を雇用している
 - 派遣会社から紹介されている人材の在留資格を把握できていますか？
- 外国時間を有期で雇用している
 - 雇用形態の変更を行うことで、助成金を活用できる場合があります

給与形態

- 同程度の業務を行う日本人との給与に差がある
 - 日本人との給与形態に差があると、法律違反の可能性が高まります
- 日本人と同様の就業規則を運用している
 - 記載内容によって、一部外国人向けに調整が必要な場合があります

技能実習

- 技能実習生の監理費用が大きくかかっている
例：技能実習生を20名以上雇用しており、月60万円以上の監理費を払っている
- 技能実習生と「技・人・国」人材の業務内容が一部でも重複している
 - 複数の在留資格で業務内容が重複していると、法律違反の可能性が高まります

特定技能

- 特定技能外国人の雇用を検討している
例：制度があることは知っているが、実際の運用に不安がある
- 特定技能の支援業務を登録支援機関に委託している
 - 特定技能の支援業務は自社で内製化することも可能です！

各チェック項目に関するポイントをまとめております。
各項目ごとにチェックが1つでもついた場合には
自社での外国人雇用体制の見直しや改善をおススメいたします！

在留資格

在留資格は、外国人材が日本に在留するために必要な最も重要な資格です。在留資格によって従事できる業務が限定されるものがあり、把握をしていないと企業に対しても不法就労助長罪として刑事罰に該当する場合があります。

雇用形態

外国人材を人材派遣会社を通じて派遣形態で雇用している場合にも、派遣先企業として外国人材の管理が必要になります。
雇用形態によって確認すべきポイントが異なりますので、注意が必要です。

給与形態

日本人と外国人で同内容の業務を実施しているにもかかわらず、給与が異なっている場合には労働法・入管法の違反となる可能性があります。
就業規則をしっかりとチェックしておくことが重要です。

技能実習

技能実習生を多く雇用している企業では、監理団体を経由する団体監理型から企業単独型への移行や監理団体の設立を行うことによって、監理費の削減や技能実習生の失踪防止にも繋げることができます。

特定技能

特定技能制度は、人材不足を解消するための非常に有効な制度です。
制度内容をしっかりと理解して活用をすることで、貴社の中長期的な成長に向けた重要な人材を確保することができます。

当事務所のサービス内容

外国人雇用企業向け

外国人採用支援

外国人採用を検討している企業様に向けて、最適な在留資格と採用に向けた準備事項を含めたアドバイスを実施させていただきます。

不法就労改善対応・対策

不法就労助長に発展してしまった場合の対応策のご提案と再発防止に向けて企業で実施すべき対策のご提案を行います。

外国人労務顧問

入管法・労働法の観点から、適法な受入れ体制の継続に向けた労務管理上での疑問点をお気軽にご相談いただける顧問契約です。

各種書類作成・申請代行

採用時に必要となる雇用契約書・就業規則の整備から、在留資格（ビザ）申請まで各種書類の作成代行・整備を行います。

監理団体向け

監理支援機関許可申請

育成就労制度の開始にともなって必要になる監理支援機関としての許可申請をサポートし、許可獲得にむけて尽力いたします。

外部監査人

監理団体の外部監査人として、日常的な監理事業について定期的な監査を行い、報告資料の作成と改善アドバイスを行います。

改善命令等への対応・対策

機構からの改善命令・指摘を受けてしまった場合に監理団体としてとるべき対応・対策についてアドバイスをいたします。

顧問契約

顧問契約により定期的にご相談できる専門家と連携することで法令違反等の防止や適切な運営に向けたフォローをさせていただきます。

登録支援機関向け

指導等への対応・対策

機構からの指導や許可取り消し等を受けた場合の対応をいたします。

顧問契約

特定技能所属機関への営業時や支援対応について、入管法に精通した弁護士が顧問契約にて総合的なフォローを行います。

当事務所の顧問契約

顧問プラン

月額顧問費用（税込）	55,000円	77,000円	110,000円
合計稼働時間目安	月2時間	月4時間	月6時間
外国人従業員数目安	～10名	～30名	30名以上
弁護士への相談	○	○	○
顧問弁護士表示	○	○	○
応募者リーガルチェック	○	○	○
各種書面チェック	10%割引	20%割引	30%割引
書面作成	10%割引	20%割引	30%割引
従業員向け研修	10%割引	年1回	年2回
外国人労務監査	年1回	年2回	年4回
在留資格申請	10%割引	20%割引	30%割引
各種許認可取得の申請代行	10%割引	20%割引	30%割引

セカンド顧問

すでに顧問弁護士がいるが、外国人雇用に関する相談ができない、外国人労務に関する法律相談のみ対応してほしいという企業様向けのプランです。

セカンド顧問

月額

33,000 円（税込）

法律相談

貴社での外国人労務に関する法律相談をお受けいたします。
（チャット、メールでのご相談になります。）

在留資格申請の割引対応

貴社の外国人従業員の在留資格申請を、割引価格にてサポートさせていただきます。

アクセス

〒211-0004

神奈川県川崎市中原区

新丸子東2-925 白誠ビル2階

JR南武線「武蔵小杉駅」北口徒歩 3分

JR横須賀線、湘南新宿ライン

「武蔵小杉駅」綱島街道改札徒歩 4分

東急東横線、東急目黒線

「武蔵小杉駅」正面改札徒歩 3分



事務所概要

武蔵小杉あおぼ法律事務所
(神奈川県弁護士会所属)

代表弁護士
長谷山尚城

国際業務担当弁護士
押尾大史

電話番号・FAX番号
044-789-5441 / 044-789-5442